

事務連絡
令和2年5月20日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課 御中
各都道府県・指定都市文化行政事務主管課
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室

令和2年度「文化芸術による子供育成総合事業－コミュニケーション
能力向上事業－〈学校申請方式〉」の実施について（依頼）

文化庁では、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図るため、芸術家を学校に派遣し、表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等の指導を教育課程に位置付けて実施しているところですが、令和2年度においても、別添の応募要領のとおり、標記事業を実施します。

については、標記事業の実施を希望する学校の募集を行いますので、都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校及び各学校を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市を除く。）に対し、指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課、各公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対し、御周知くださるようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市文化行政事務主管課におかれては、当該都道府県教育委員会指導事務主管課と連携の上、標記事業の実施に向けて御協力くださるようお願いいたします。

【本件担当】

文化庁参事官（芸術文化担当）付
学校芸術教育室芸術教育推進係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-6734-2835

FAX 03-6734-3814

E-mail artedu@mext.go.jp